**個人住民税の特別徴収**Ｑ**＆**Ａ

**Ｑ　どのような場合に特別徴収をしなければなりませんか？**

　Ａ　従業員（納税義務者）が前年中に給与の支払いを受けており、かつ、当年の４月１日において給与の支払いを受けている場合、事業主（給与支払者）は原則として特別徴収しなければなりません。

**Ｑ　従業員は家族だけなので特別徴収はしなくても良いでしょうか？**

　Ａ　家族であっても特別徴収を行う義務があります。ただし、常時２人以下の家事使用人のみに給与を支払う場合は特別徴収しなくても構いません。

**Ｑ　従業員はパートやアルバイトであっても特別徴収しなければなりませんか？**

　Ａ　原則として、パート、アルバイト、役員等全ての従業員から特別徴収する必要があります。ただし、次の場合は特別徴収を行う必要はありません。

* 支給期間が１か月を超える期間により定められている給与のみの支払いを受

けている場合等

**Ｑ　従業員の少ない事業所でも特別徴収しなければなりませんか？**

　Ａ　従業員にかかわらず、特別徴収の義務があります。ただし、従業員（納税義務者）が常時１０人未満の事業所の場合は市町村に申請し承認を受けることにより、年１２回の納期を年２回にする制度（「納期の特例」）を利用できます。

**Ｑ　従業員の就退職の回数が多く、従業員には普通徴収にしてもらっていますが…**

　Ａ　事業主（＝給与支払者）が特別徴収義務者となることは、法令（地方税法第３２１条の４）に定められています。事務が煩雑であることを理由に普通徴収とすることはできません。

**Ｑ　従業員から普通徴収で納めたいと言われましたが…**

　Ａ　所得税の源泉徴収義務のある事業主（給与支払者）は、特別徴収しなければなりません。したがって、従業員（納税義務者）の希望により普通徴収を選択することはできません。

【お問合せ先】

* 特別徴収の手続きについては、日之影町役場税務課（電話0982-87-3803）まで
* 特別徴収の制度については、宮崎県　総務部　税務課（電話0985-26-7020）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　市町村課（電話0985-26-7023）

＊詳しくは、ホームページでご確認ください。　　**宮崎県　特別徴収**　　で　　**検索**

＊このチラシは、既に特別徴収を行っている事業所にも送付させていただいております。